

○狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

平成4年10月12日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年条例第16号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童となる障害の程度)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

2 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(一部改正〔平成22年規則32号〕)

(父又は母の障害の程度)

第4条 条例第2条第2項第1号ウ及び同項第2号ウに規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(一部改正〔平成22年規則32号〕)

(条例第2条第2項第1号オ及び同項第2号オの規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第1号オ及び同項第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(一部改正〔平成10年規則31号・22年32号・25年13号・48号〕)

(社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
(一部改正〔平成 9 年規則 35 号・10 年 15 号・13 年 41 号〕)

(規則で定める施設)

第 7 条 条例第 3 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第 3 条第 1 項に規定する対象者又は対象者に係る国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

(一部改正〔平成 10 年規則 15 号・11 年 16 号・18 年 52 号・20 年 26 号・22 年 32 号・26 年 22 号・28 年 28 号〕)

(医療費支給事業)

第 8 条 条例第 3 条第 3 項第 5 号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次のとおりとする。

- (1) 狭山市こども医療費支給条例(昭和 48 年条例第 22 号)の規定によるこども医療費支給事業
- (2) 狭山市心身障害者医療費支給条例(昭和 49 年条例第 2 号)の規定による心身障害者医療費支給事業

(一部改正〔平成 5 年規則 32 号・15 年 28 号・20 年 13 号・26 号・22 年 32 号〕)

(所得の額)

第 9 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第 3、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第 4 のとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 2 項第 1 号イ若しくは同項第 2 号イ又は同項第 1 号エ若しくは同項第 2 号エに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第 5 条第 3 号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (4) 第 5 条第 4 号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第 5 条第 5 号に該当する児童

2 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める額は、別表第 5 のとおりとする。

(一部改正〔平成 22 年規則 32 号・25 年 13 号〕)

(所得の範囲)

第 10 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の範囲は、条例第 5 条第 1 項の規定による申請の日(以下「申請日」という。)の属する年の前年の所得(申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあつては申請日の属する年の前々年の所得とし、条例第 8 条第 2 項の規定による届出の場合にあつては当該届出の対象となる年の前々年の所得とする。)のうち、次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる道府県民税(都が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 29 条第 1 項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第 31 条の 9 第 1 項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。))に係るものを除く。)
- (2) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)
- (3) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する母が監護する児童が当該児童の父から、同号に規定する父が監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が当該児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する母又は父の所得とみなす。

(全部改正〔平成 15 年規則 28 号〕、一部改正〔平成 22 年規則 32 号・26 年 22 号・28 年 28 号〕)

(所得の額の計算方法)

第 11 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の額は、申請日の属する年度(申請日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあっては申請日の属する年度の前年度とし、条例第 8 条第 2 項の規定による届出の場合にあっては当該届出の対象となる年の 4 月 1 日の属する年度の前年度とする。以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第 32 条第 1 項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)第 3 条の 2 の 2 第 4 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 6 項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の 100 分の 80 に相当する金額(1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から 8 万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第 34 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 10 号の 2 に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第 34 条第 1 項第 6 号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者 1 人につき 27 万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40 万円)
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者 (母及び父を除く。) 27 万円(当該控除を受けた者が同条第 3 項に規定する寡婦である場合には、35 万円)
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第 34 条第 1 項第 9 号に規定する控除を受けた者

27 万円

- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第 6 条第 1 項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

(一部改正〔平成 8 年規則 32 号・10 年 31 号・11 年 45 号・14 年 28 号・15 年 28 号・19 年 12 号・22 年 32 号・28 年 28 号〕)

(被災者に対する特例)

第 12 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合、その損害を受けた日から翌年の 12 月 31 日までの間に行われる条例第 5 条第 1 項の規定による申請及び条例第 8 条第 2 項の規定による届け出について、その損害を受けた年の前年(条例第 5 条第 1 項の規定による申請が 1 月から 6 月までの間に行われる場合は前々年)における当該被災者の所得に関しては、条例第 4 条第 1 項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る条例第 3 条に規定するひとり親家庭等医療費(以下この項において「ひとり親家庭等医療費」という。)が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額に相当する金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者のうち、条例第 2 条第 2 項に規定するひとり親家庭の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項別表第 3 で定める額以上であるとき。当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者のうち、条例第 2 条第 3 項に規定する養育者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項別表第 4 で定める額以上であるとき。当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 9 条第 2 項別表第 5 で定める額以上であるとき。前各号に支給されたひとり親家庭等医療費

(一部改正〔平成 10 年規則 31 号・14 年 28 号・22 年 32 号・28 年 28 号〕)

(受給者証の交付申請等)

第 13 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、様式第 1 号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書兼現況届に、条例第 3 条第 1 項の対象者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。この場合において、条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する配偶者又は扶養義務者がいる場合は、その者に係る第 5 号及び第 6 号の書類を添えて条例第 5 条第 1 項の規定による申請を行わなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

- (2) 様式第 2 号から様式第 2 号の 9 までのうち該当するひとり親家庭等認定調書
 - (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面
 - (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本(養育者が申請する場合に限る。)
 - (5) 世帯全員の住民票の写し
 - (6) 前年(1 月から 6 月までの間に申請する者にあつては前々年)の所得の状況を証する書類
 - (7) 様式第 2 号の 10 の養育費申告書
 - (8) 前各号のほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当の全部の支給を受けていない者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第 2 号から第 7 号までの書類の添付を省略することができる。
 - 3 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定により申請があつた場合において、条例第 3 条に規定する対象者と決定したときは、様式第 3 号のひとり親家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。
 - 4 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定により申請があつた場合において、条例第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により対象としないと決定したときは、様式第 4 号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。
 - 5 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定により申請があつた場合において、条例第 4 条第 1 項の規定により受給者としないと決定したときは、様式第 4 号の 2 のひとり親家庭等医療費支給停止通知書(以下「支給停止通知書」という。)により通知するものとする。
 - 6 市長は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 14 条の 4 第 1 項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(同法第 14 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。)の使用を促進するため、条例第 3 条に規定する対象者の承諾が得られた場合は第 3 項の受給資格証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載するものとする。

(一部改正〔平成 7 年規則 39 号・10 年 31 号・14 年 28 号・15 年 28 号・17 年 37 号・18 年 52 号・20 年 13 号・22 年 32 号・25 年 13 号・28 年 28 号・45 号〕)

(受給者証の有効期間等)

第 14 条 受給者証の有効期間は、申請日又は次項の更新日からその日以後最初の 12 月 31 日又は受給資格消滅日のうち、いずれか早い日までとする。

2 受給者証の更新日は、毎年 1 月 1 日とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

(1) 対象者等に異動があつた日後 15 日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを

得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後 15 日以内)に条例第 5 条第 1 項の規定による申請をしたとき 当該異動があった日

(2) 対象者が他の市区町村から転入した日後 15 日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後 15 日以内)に条例第 5 条第 1 項の規定による申請をしたとき 転入日

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第 5 条第 1 項の規定による申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後 15 日以内に当該申請をしたとき 災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

(全部改正〔平成 13 年規則 41 号〕、一部改正〔平成 14 年規則 28 号・28 年 28 号〕)

(受給者証の返還)

第 15 条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第 16 条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第 5 号のひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(支給の方法)

第 17 条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする受給者は、医療機関等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、様式第 6 号のひとり親家庭等医療費支給申請書により市長に申請しなければならない。

(一部改正〔平成 13 年規則 41 号・17 年 37 号〕)

(支給決定の通知)

第 18 条 市長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、様式第 7 号のひとり親家庭等医療費支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出の方法)

第 19 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる届け書に受給者証を添えて行わなければならない。

(1) 様式第 8 号のひとり親家庭等医療費住所・氏名変更届

(2) 様式第 8 号の 2 のひとり親家庭等医療費金融機関変更届

(3) 様式第 8 号の 3 のひとり親家庭等医療費加入医療保険等変更届

(4) 様式第 8 号の 4 のひとり親家庭等医療費受給資格消滅届

2 条例第 8 条第 2 項に規定する届出は、様式第 1 号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書兼現況届に世帯全員の住民票の写し、戸籍の謄本又は抄本、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得(未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。)の状況を証する書類を添えて、毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(一部改正〔平成 7 年規則 39 号・14 年 28 号・18 年 52 号・22 年 32 号〕)

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第 20 条 市長は、前条第 2 項の規定により届出を受理した場合(同項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第 4 条第 1 項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、また、同項の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第 3 条第 1 項の対象者に該当しなくなったと認めたときは、様式第 9 号のひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成 28 年規則 28 号〕)

(第三者行為による被害の届出)

第 21 条 ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該ひとり親家庭等医療費の支給を受け、又は受けようとするものは、速やかに様式第 10 号の第三者行為による被害届により市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成 13 年規則 41 号・18 年 52 号〕)

(添付書類の省略)

第 22 条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 5 月 18 日規則第 32 号)

この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 29 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成 5 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年 9 月 20 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 1 月 23 日規則第 2 号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

3 第 2 条の規定による改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 9 月 21 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 3 から別表第 5 までの規定は、平成 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 9 月 27 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成 8 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年 12 月 26 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 3 から別表第 5 までの規定は平成 9 年 8 月 1 日から、改正後の様式第 6 号の規定は平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号の改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 8 月 28 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 から別表第 5 までの改正規定は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 12 月 28 日規則第 61 号)

この規則は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 10 月 29 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 1 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 21 日規則第 5 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 18 日規則第 41 号)

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 6 月 28 日規則第 28 号)

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 25 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第 6 号の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な箇所を訂正し、使用することができる。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 12 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 13 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 26 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 26 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 14 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年 8 月 1 日において改正後の第 5 条第 2 号の規定に該当する児童を、この規則の施行の日において現に監護し、養育している者が、平成 25 年 3 月 31 日までの間に第 13 条第 1 項の規定により受給者証の交付の申請をしたときは、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、その者の受給者証の始期を平成 24 年 8 月 1 日とする。

附 則(平成 25 年 12 月 9 日規則第 48 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日規則第 22 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号及び様式第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 28 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 4 号、様式第 4 号の 2、様式第 7 号及び様式第 9 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 6 月以前の資格審査に係る改正後の第 10 条第 1 号及び第 11 条第 1 項の規定の適用については、第 10 条第 1 号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 29 条第 1 項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第 31 条の 9 第 1 項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 31 条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第 11 条第 1 項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月までの資格審査に係る第 10 条第 1 号及び第 11 条第 1 項の規定の適用については、第 10 条第 1 号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 31 条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第 11 条第 1 項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日規則第 45 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

- 1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2(第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3(第9条関係)

(一部改正〔平成5年規則41号・6年33号・7年39号・8年32号・9年35号・10年31号・14年28号・25年13号〕)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)

別表第4(第9条関係)

(一部改正〔平成6年規則33号・7年39号・8年32号・9年35号・10年31号〕)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第5(第9条関係)

(一部改正〔平成6年規則33号・7年39号・8年32号・9年35号・10年31号〕)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)